

平成 24 年度から

後期高齢者医療制度 保険料が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに見直すことになっています。本年はその見直しの年となり、平成 24・25 年度の新しい保険料率が決まりましたのでお知らせします。

	平成 22・23 年度		平成 24・25 年度
均等割 (加入者が等しく負担)	(年間) 44,192 円	▶	(年間) 47,709 円
所得割 (加入者の所得に応じて負担)	10.28%	▶	10.61%
賦課限度額 (1 年間の保険料の限度額)	(年間) 500,000 円	▶	(年間) 550,000 円

▶平成 24 年度の年間保険料の計算方法

保険料額は、7 月に「保険料額決定通知書」で個別にお知らせします。

均等割 47,709 円	+	所得割 (平成 23 年中の所得 - 33 万円) × 10.61%	=	1 年間の保険料 (100 円未満切り捨て)
-----------------	---	------------------------------------------	---	---------------------------

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

保険料の軽減

【均等割の軽減】

被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。なお、世帯主が被保険者でない場合でも、所得の判定の対象となります。

所得が下記の金額以下の世帯	軽減割合	平成 24 年度の軽減後の均等割
33 万円	8.5 割	7,156 円(前年比約 500 円増)
被保険者全員の年金収入がそれぞれ 80 万円以下で、他の所得がない	9 割	4,770 円(前年比約 300 円増)
33 万円 + (24 万 5 千円 × 世帯主を除く世帯の被保険者数)	5 割	23,854 円(前年比約 1,800 円増)
33 万円 + (35 万円 × 世帯の被保険者数)	2 割	38,167 円(前年比約 2,800 円増)

【所得割の軽減】

前年の所得から 33 万円を引いた額(賦課のもととなる所得金額)が、58 万円以下の方は所得割が 5 割軽減となります。(被保険者個人の所得で判定します)

【被用者保険の被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度に加入したときに、被用者保険(主に、サラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が 9 割軽減となります。

問合せ先 市高齢・介護室医療給付係